

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（409））
2. 日時：平成29年10月6日 15時00分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他
7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業部 原子力設備グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』における、「原子炉格納容器の限界温度・圧力」について、平成29年9月21日の第511回審査会合及びこれまでのヒアリングでの指摘を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 評価結果のまとめについて、原子炉格納容器トップヘッドフランジ部の許容開口量評価の判断基準の考え方として設計漏えい量の考え方に基づいていることを明確にし、提示すること。
- 棄却検定の手法としてスミルノフ検定を用いることの妥当性を整理して提示すること。また、シール材である改良EPDMの品質について、通常環境における性能分布及び重大事故時の環境における性能分布について整理して提示すること。
- 電気配線貫通部について代表性の考え方と根拠となるデータを整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故対策の有効性評価（原子炉格納容器の限界温度・圧力）
審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の限界温度・圧力
- ・ 東海第二発電所 限界圧力・温度 回答整理表（審査会合）